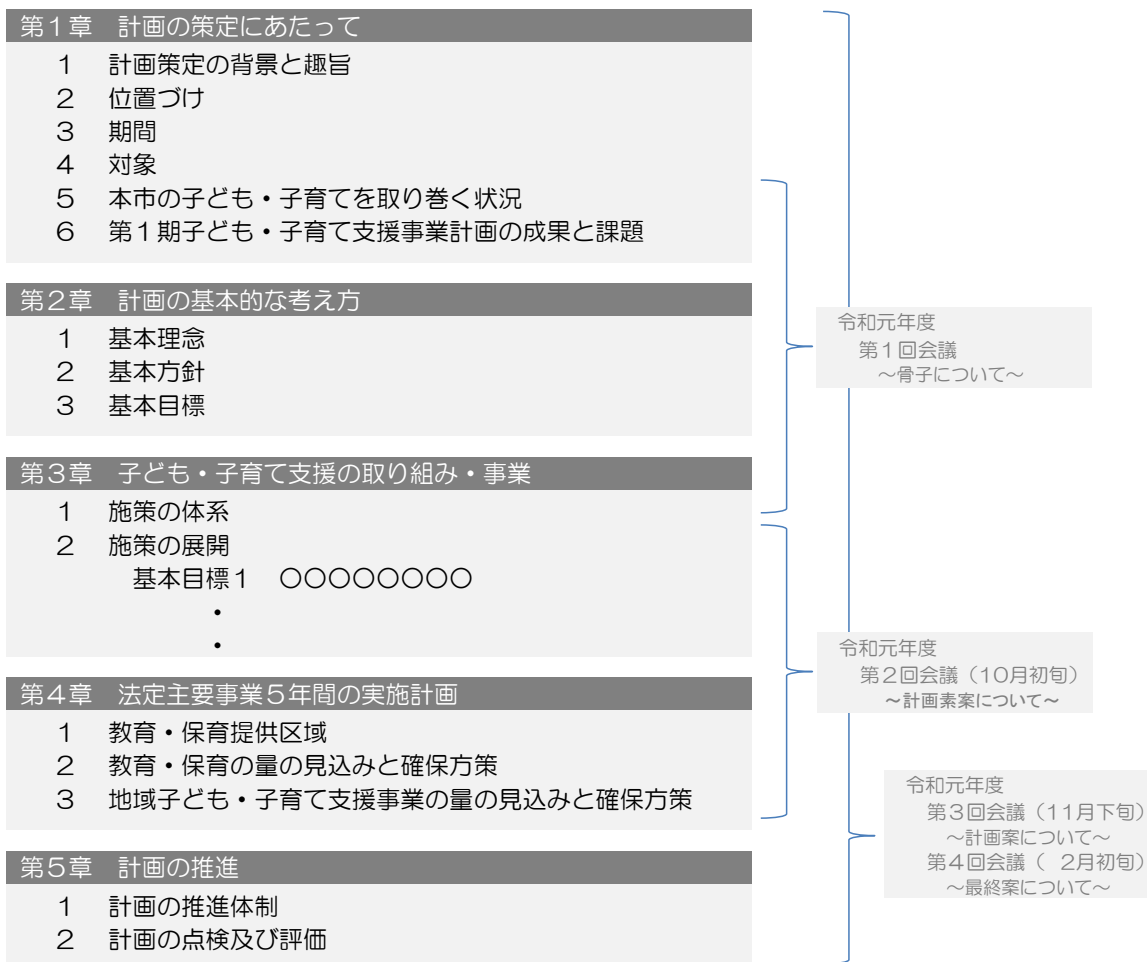


第2期子ども・子育て支援事業計画の 骨子について

1. 第2期計画全体の構成について

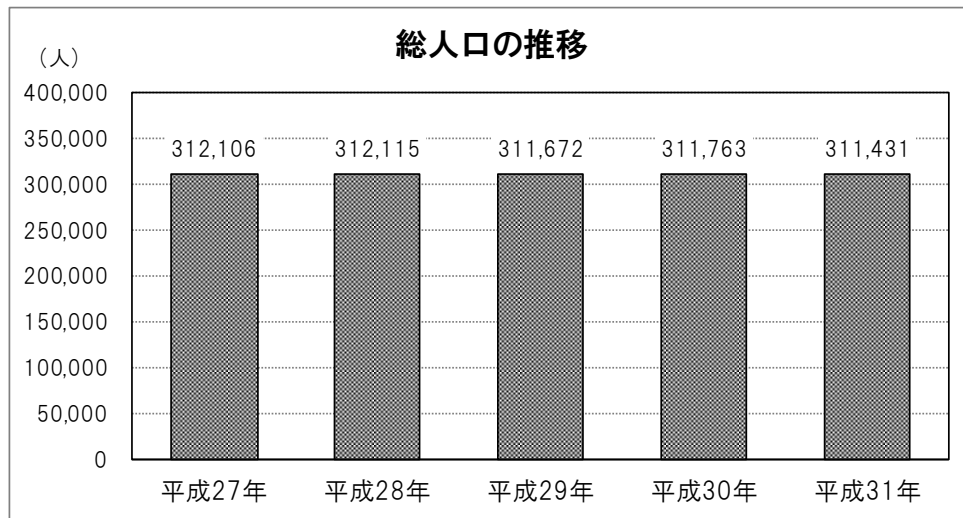


2. 第1章「本市の子ども・子育てを取り巻く状況」

(1) 人口の状況

①総人口の推移

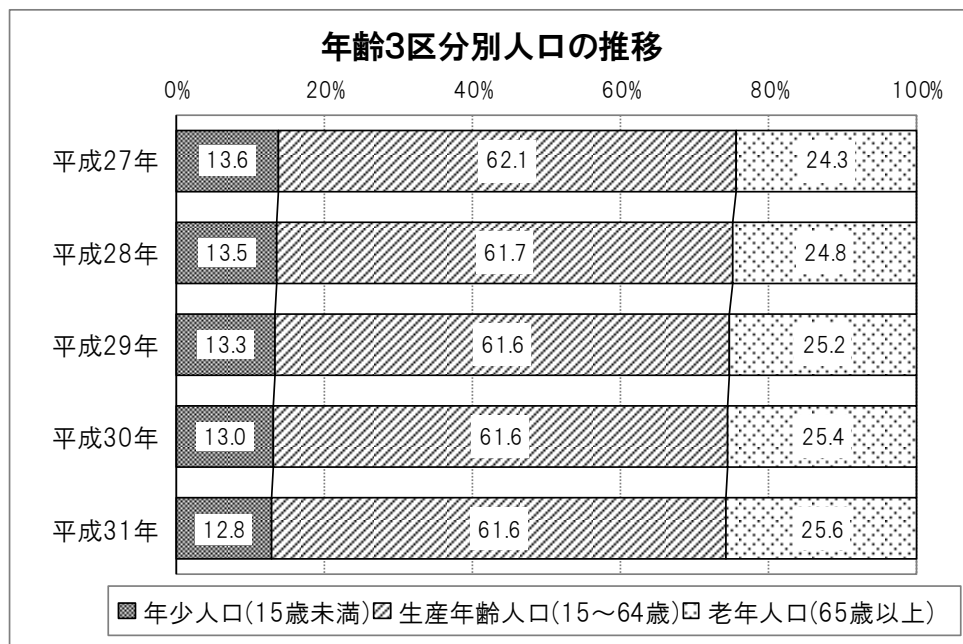
本市の総人口は減少傾向にあり、平成31年4月1日現在では311,431人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、平成31年には12.8%となっています。また、生産年齢人口も減少傾向にあります。一方、老年人口は増加傾向にあり、平成31年の高齢化率は25.6%となっています。

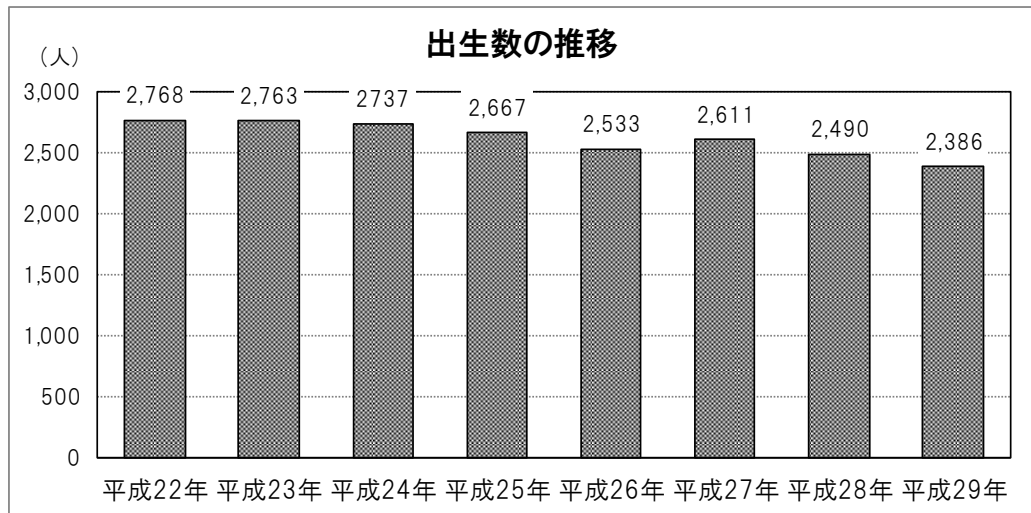


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生の状況

①出生数の推移

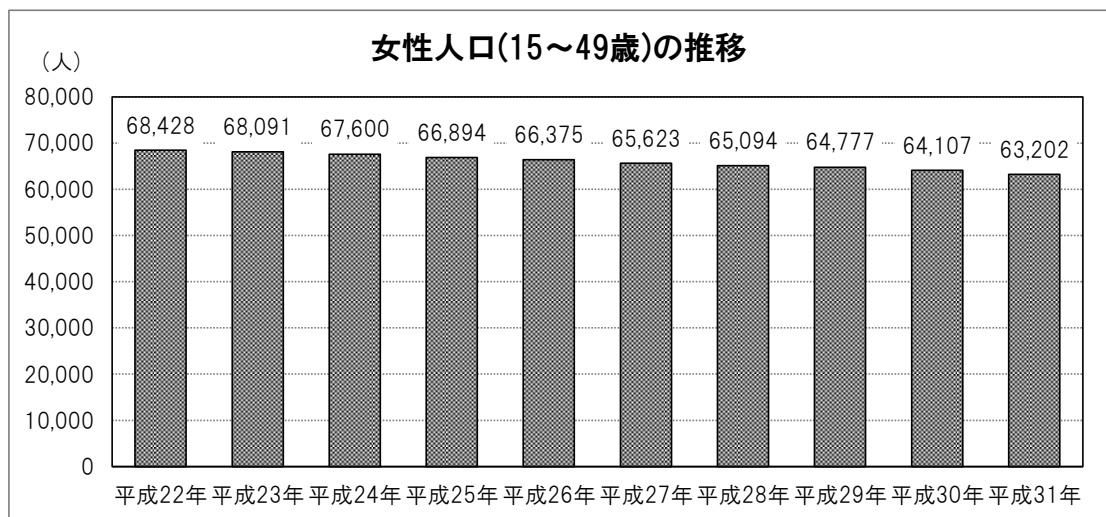
出生数は、平成27年に増加に転じたものの、その後再び減少傾向にあります。



資料：三重県人口動態総覧より

②女性人口(15～49歳)の推移

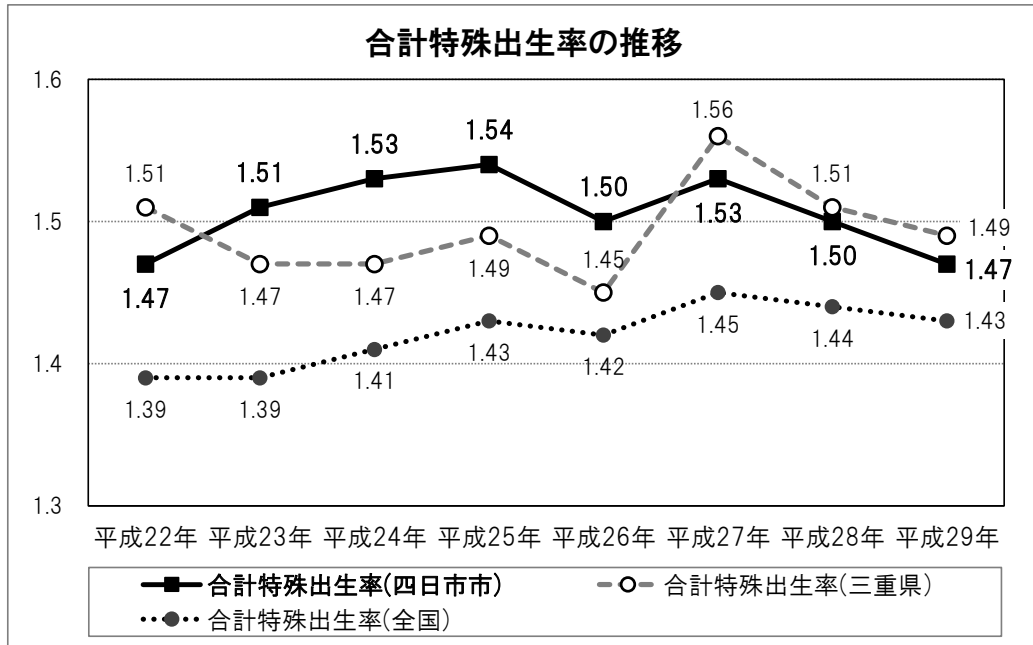
合計特殊出生率を算出するうえで基準となる15～49歳の女性人口は、平成22年以降減少が続いています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③合計特殊出生率の推移

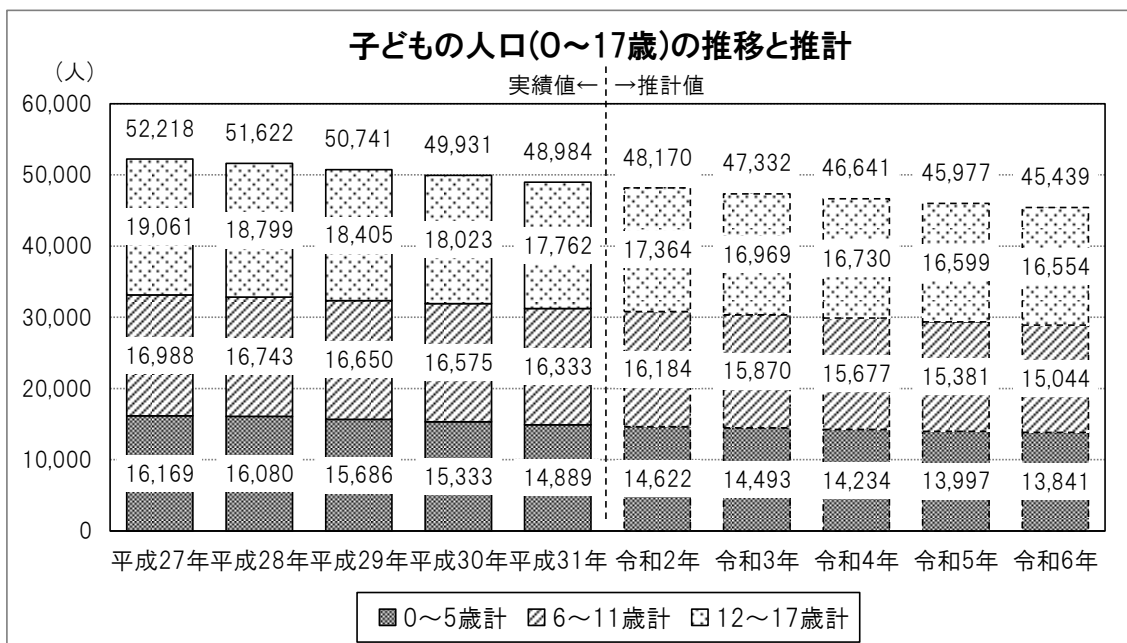
一人の女性が一生のうちに生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成22年から平成25年にかけて増加していましたが、平成29年には1.47に下がっています。全国や三重県と比較すると、平成23年から平成26年にかけて上回っていましたが、平成27年以降は低下傾向にあり、全国を上回るものの三重県を下回っています。



資料：三重県人口動態総覧より

(3) 子どもの人口の推移と今後の推計

0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～17歳（中・高生）の子どもの人口推移及び推計をみると、すべての区分で人口は減少傾向にあります。

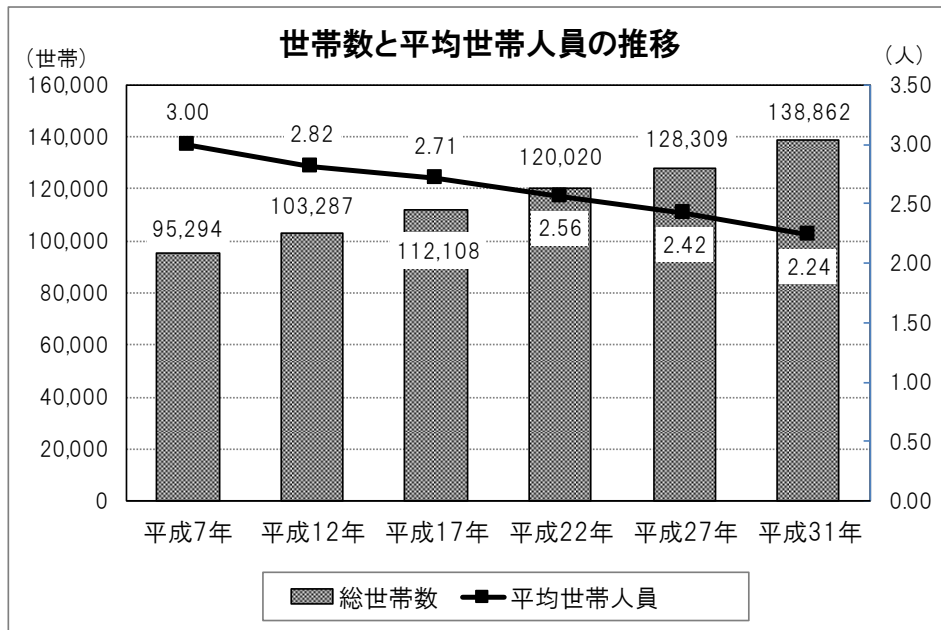


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)、推計値(点線)はコーホート変化率法による推計

(4) 世帯の状況

① 世帯数と平均世帯人員の推移

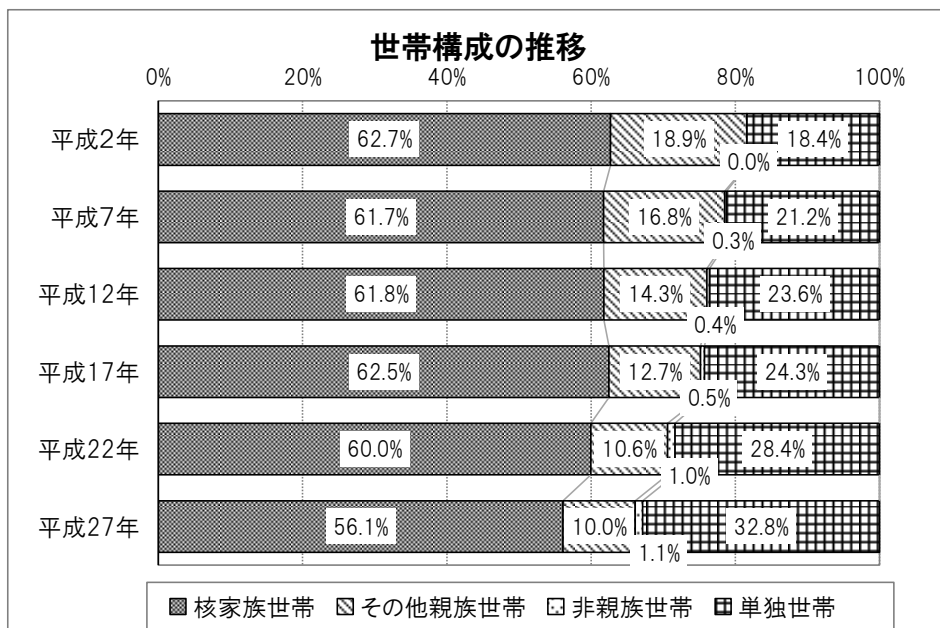
世帯数は増加傾向が続いており、平成31年では138,862世帯となっています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成31年には2.24人となっています。



資料：国勢調査、住民基本台帳（平成31年3月31日現在）

② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多いものの、減少傾向にあり平成27年には6割を割り込んでいます。一方、単独世帯は増加傾向にあり、世帯規模の縮小が進行しています。



資料：国勢調査

(5) 就労の状況

①産業別就労人口の推移

就業人口をみると、女性は増加傾向にあります。産業分類別にみると、男性は第2次・第3次産業で多く、女性は第3次産業が70%以上を占めるといった状況となっています。

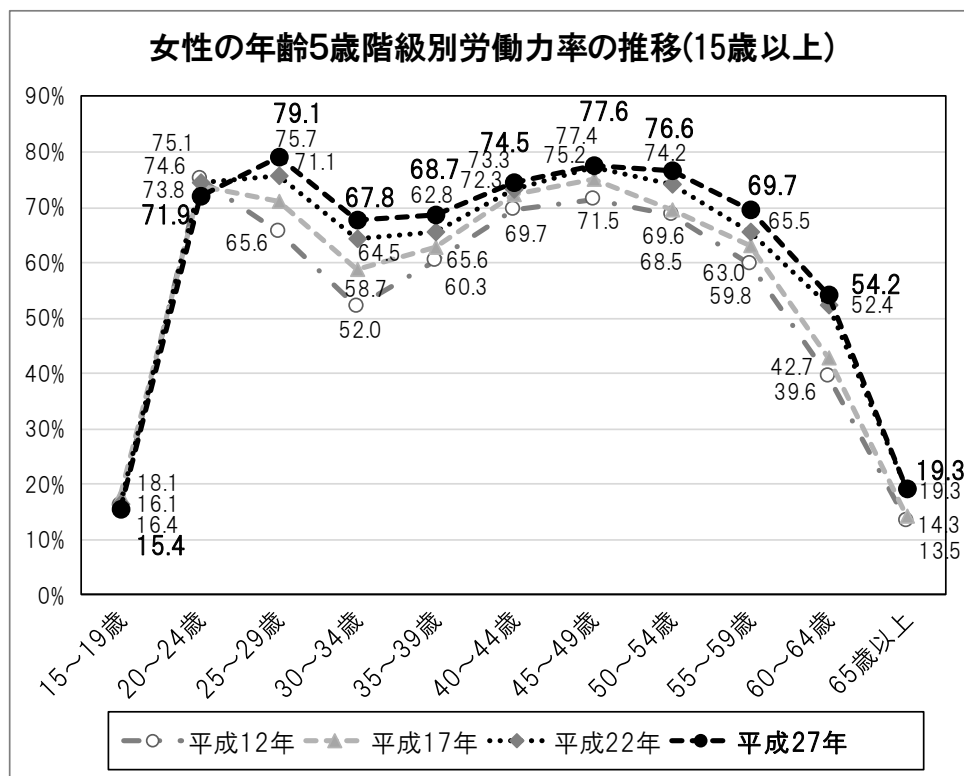
<産業別就労人口の推移>

	男性				女性			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数(人)	88,103	90,009	89,667	86,182	59,479	62,999	63,184	62,732
第1次産業(%)	2.0	2.0	1.5	1.4	2.2	2.0	1.4	1.3
第2次産業(%)	48.0	44.3	43.5	45.2	23.8	19.7	17.0	17.1
第3次産業(%)	49.4	51.0	47.6	48.4	73.2	75.7	74.1	76.6
分類不能(%)	0.6	2.6	7.5	4.9	0.8	2.6	7.5	5.1

資料：国勢調査

②女性の労働力率の推移

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、20歳代で70%以上ですが、30歳代では60%台となり、出産・育児を機に一旦就労を中断する傾向がみられ、40歳代で再び70%前後に上昇するという、いわゆる「M字カーブ」が依然としてみられます。しかし、平成12年にM字カーブの底であった30～34歳の52.0%が平成27年には67.8%まで上昇しており、M字カーブの谷が浅くなり、台形に近づいています。



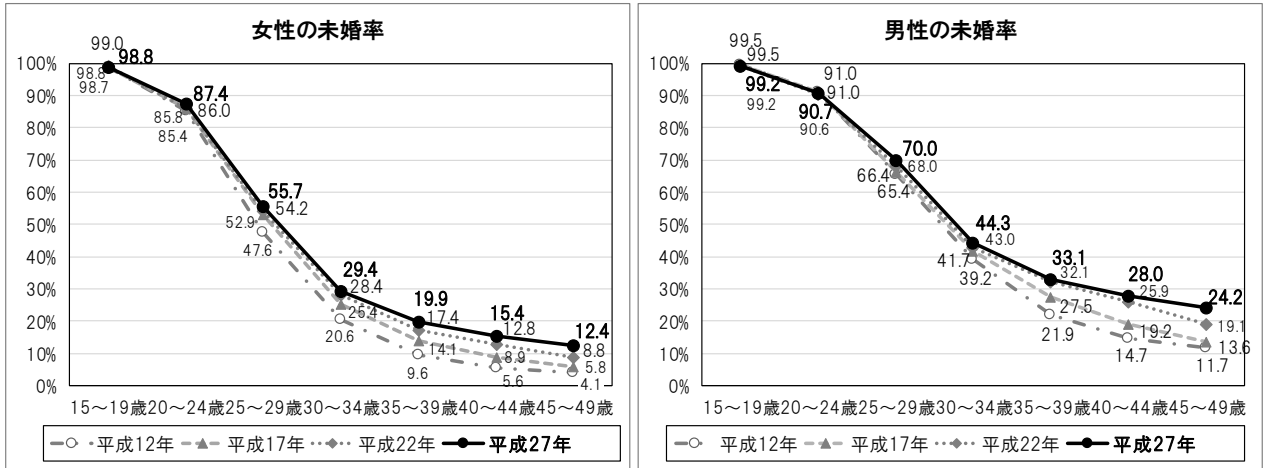
※平成22年、平成27年については労働力状態「不詳」を除いて労働力率を算出。

資料：国勢調査

(6) 婚姻・出産年齢の状況

① 未婚率の推移

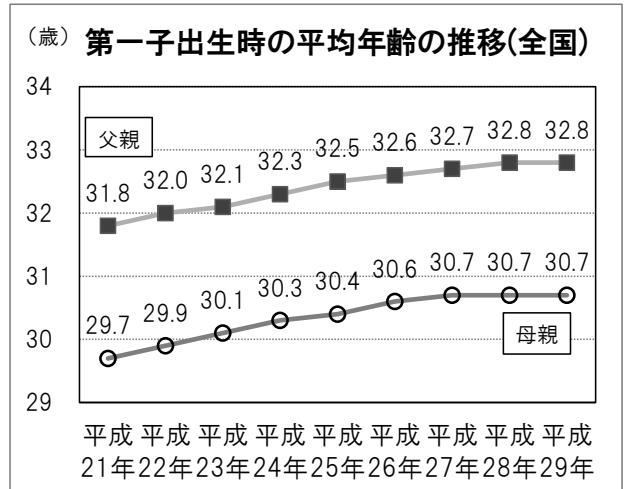
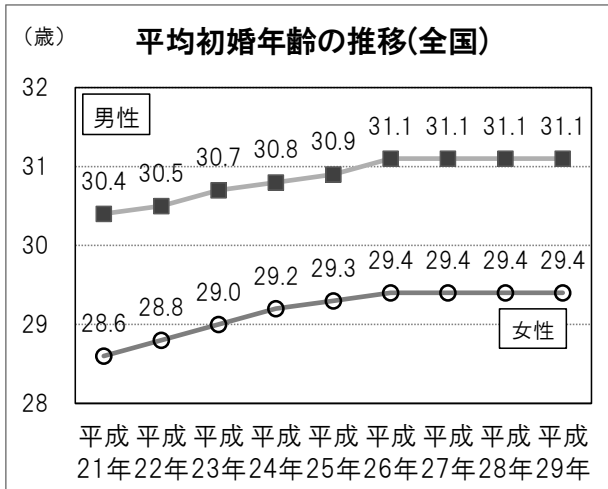
未婚率を年齢階級別にみると、男性側で平均的に高くなっており、男女ともに平成12年と比べて平成27年には未婚率は上昇しています。



資料：国勢調査

② 平均初婚年齢・平均出産年齢の推移（全国値）

わが国における平均初婚年齢及び平均出産年齢の推移をみると、男性（父親）、女性（母親）ともに平成26年にかけて上昇を続け、晩婚化、晩産化が進行していましたが、平成27年以降、男女ともほぼ横ばいとなっています。



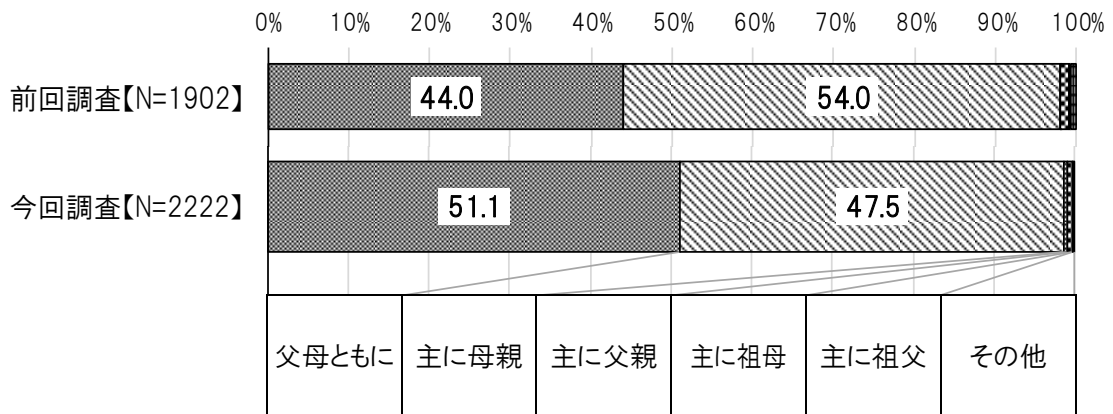
資料：人口動態調査

(7) 子育て家庭の状況

①子育てを主に行っている人

アンケート調査結果によると、未就学児のいる家庭において「父母ともに」を選択された家庭は約半数となっており、前回調査より増加しています。

<子育てを主に行っている人>



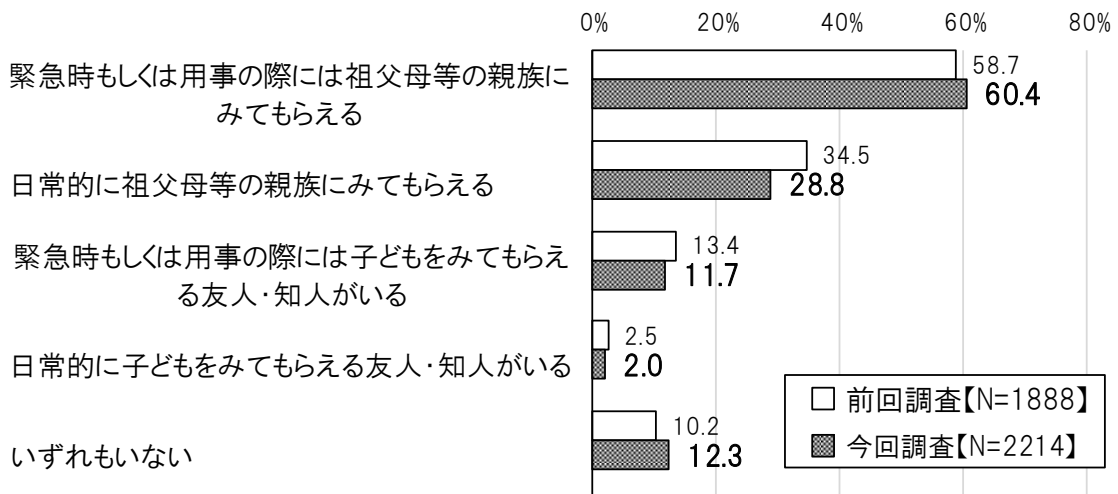
資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

なお、「前回調査」は平成 25 年度、「今回調査」は平成 30 年度にそれぞれ実施したもの（以下同様）

②日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の存在

緊急時等の預け先として、祖父母等の親族が多いものの、預け先がない人も約 1 割となっており、前回調査より増加しています。

<日頃、子どもを見てもらえる親族・知人がいるか>

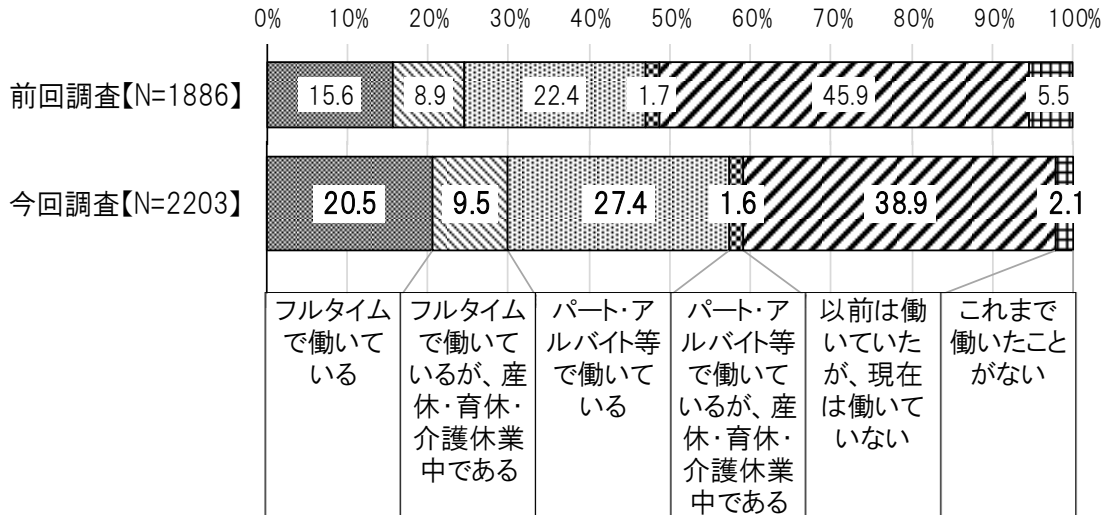


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

③保護者の就労状況

父親の就労形態は「フルタイム」が9割以上を占めますが、働く母親は前回調査と比べて増大し、「フルタイム」や「パート・アルバイト等」で約6割の母親が働いています。

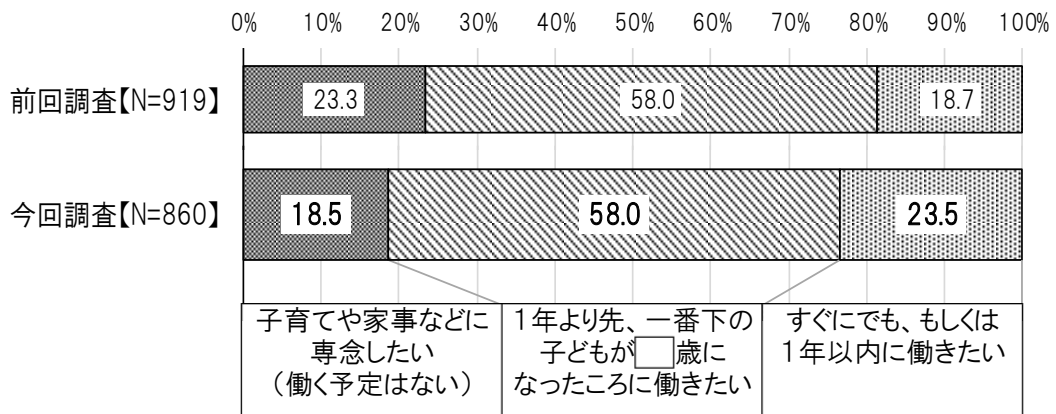
<母親の就労状況>



資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

働いていない母親の就労希望は2割強、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに働きたい」を合わせると8割強が「働きたい」と考えていることになり、前回調査より増加しています。一方、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」人は2割弱と、前回調査より減少しています。

<現在働いていない母親の働きたいという希望>

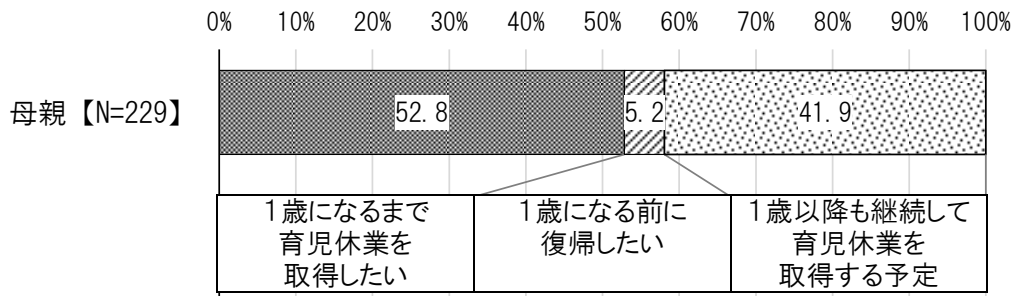


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

④育児休業に関する希望

アンケート調査結果によると、お子さんが1歳になったときに必ず預けられる保育サービス等があれば、1歳になるまで育児休業を取得するかどうかについて、育児休業中の母親の5割以上が「1歳になるまで取得したい」と回答しており、「1歳になる前に復帰したい」を大きく上回っています。

<1歳までの育児休業の利用希望>

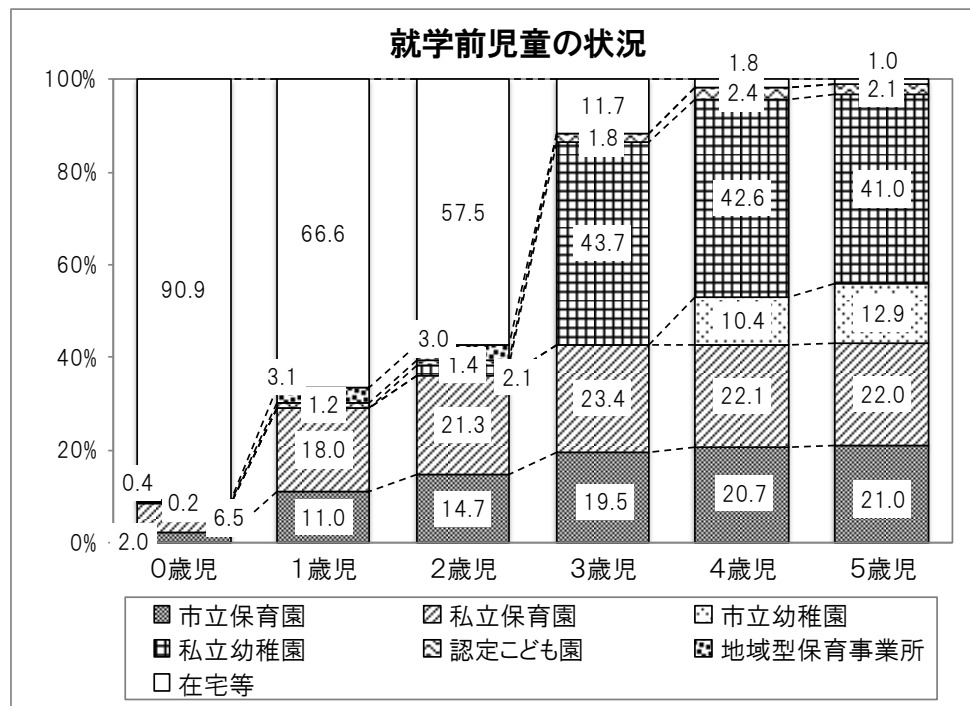


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

(8) 就学前児童の状況

0～2 歳児については、私立保育園に通っている児童が最も多く、次いで市立保育園が多くなっています。

一方、3～5 歳児では私立幼稚園に通っている児童が 40%以上を占め、最も多くなっています。また、市立保育園と私立保育園に通っている児童がそれぞれ 20%前後、認定こども園に通っている児童が 2%前後あるほか、4～5 歳児では市立幼稚園に通っている児童が 10%強あります。

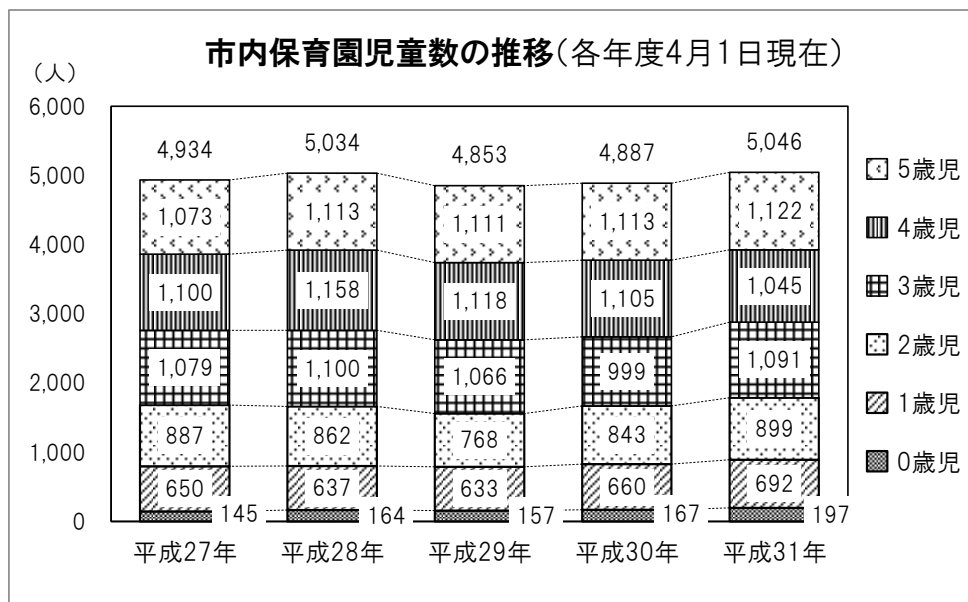


資料：就学前児童数は、平成 31 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口
 保育所の児童数は平成 31 年 4 月 1 日現在、幼稚園の児童数は令和元年 5 月 1 日現在
 「在宅等」には市外に通園する児童等も含む

(9) 保育園・幼稚園等の状況

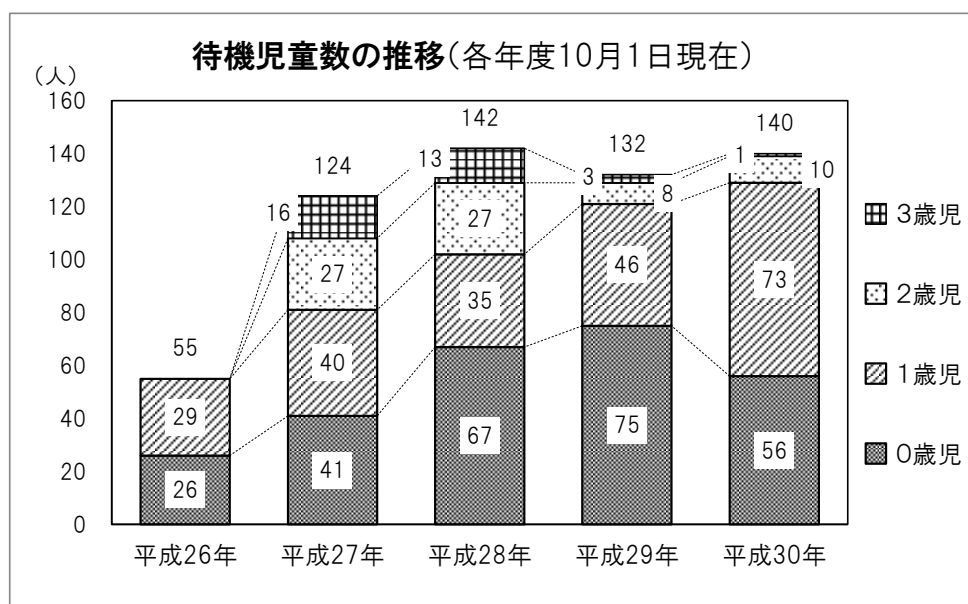
① 保育園の状況

保育園については、市立 23 園、私立 31 園の合計 54 園で保育を実施しています。利用児童数は 5,000 人前後で横ばいとなっています。



資料：こども未来部保育幼稚園課

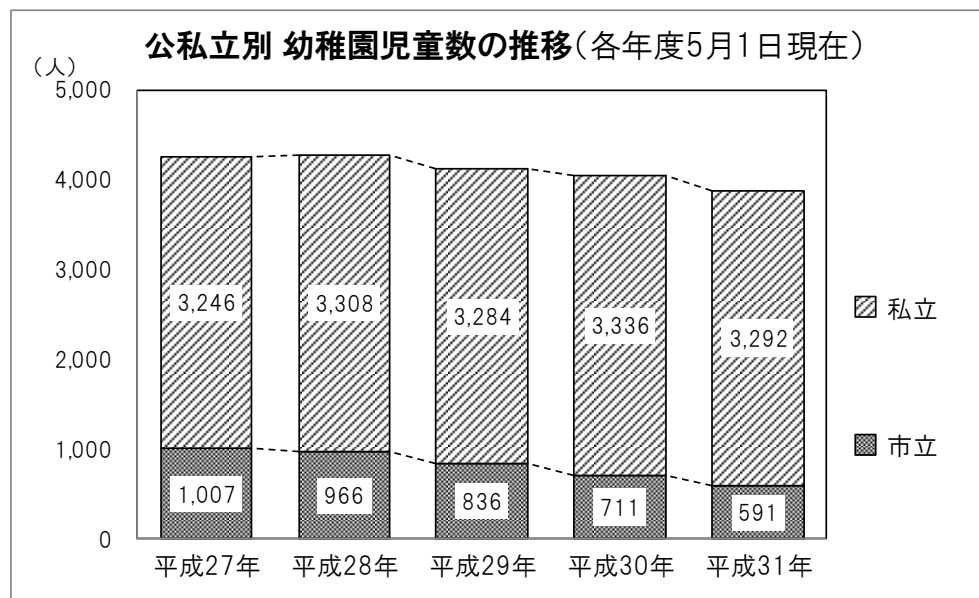
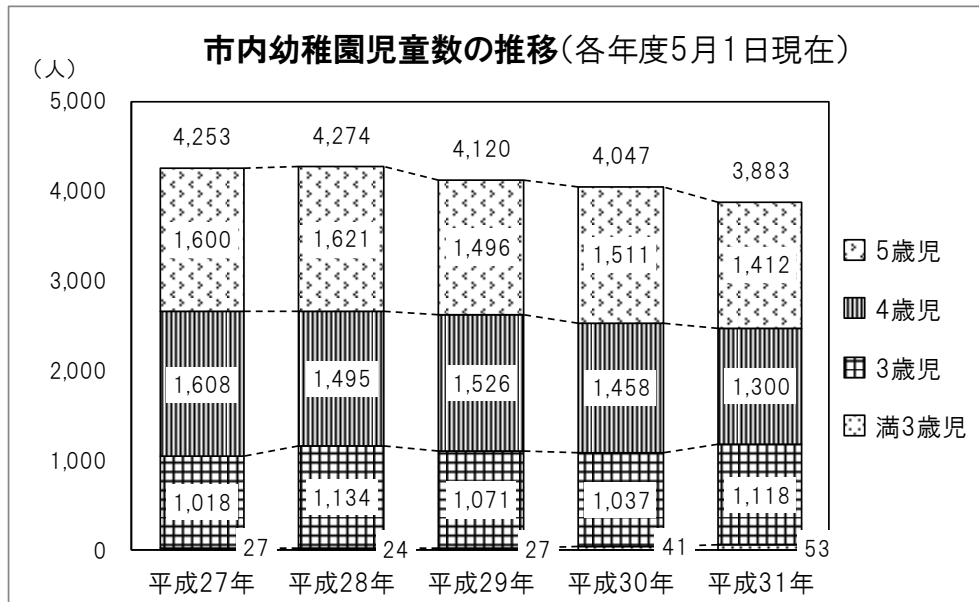
0～5 歳児童数は減少しているものの、低年齢児における入園児童数の増加に伴い、平成 27 年度以降、待機児童数は 100 人を超えて推移してきました。年齢別では、平成 29 年度まで 0 歳児の待機児童が多かったものの、平成 30 年度では 1 歳児が増加しています。



資料：こども未来部保育幼稚園課

② 幼稚園の状況

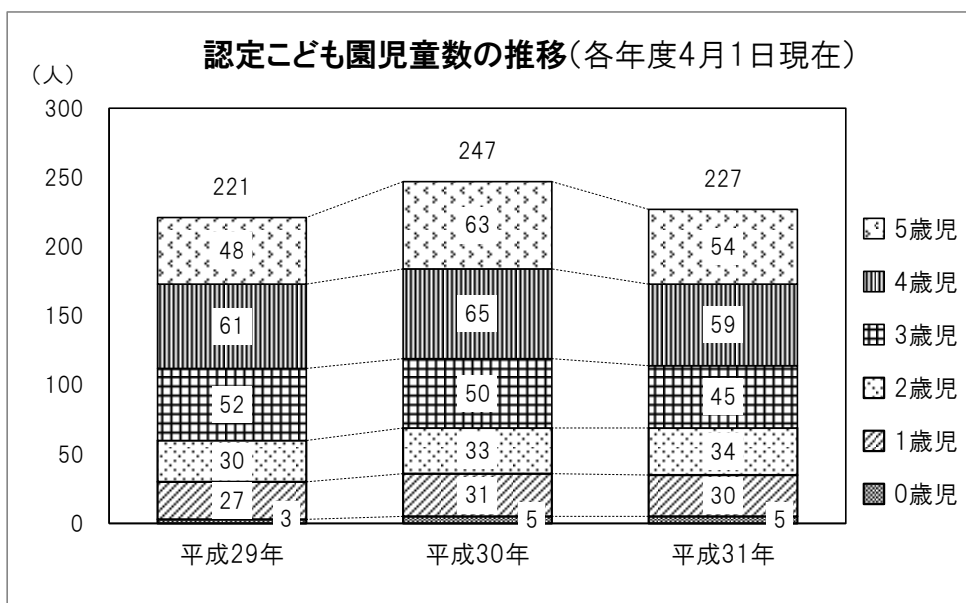
幼稚園については、市立 21 園、私立 14 園の合計 35 園で保育を実施しています。市立幼稚園の利用児童数は減少が続いており、私立幼稚園の利用児童数は 3,300 人前後で推移しています。



資料：こども未来部保育幼稚園課
3歳児、満3歳児は私立幼稚園における利用児童の人数

③認定こども園の状況

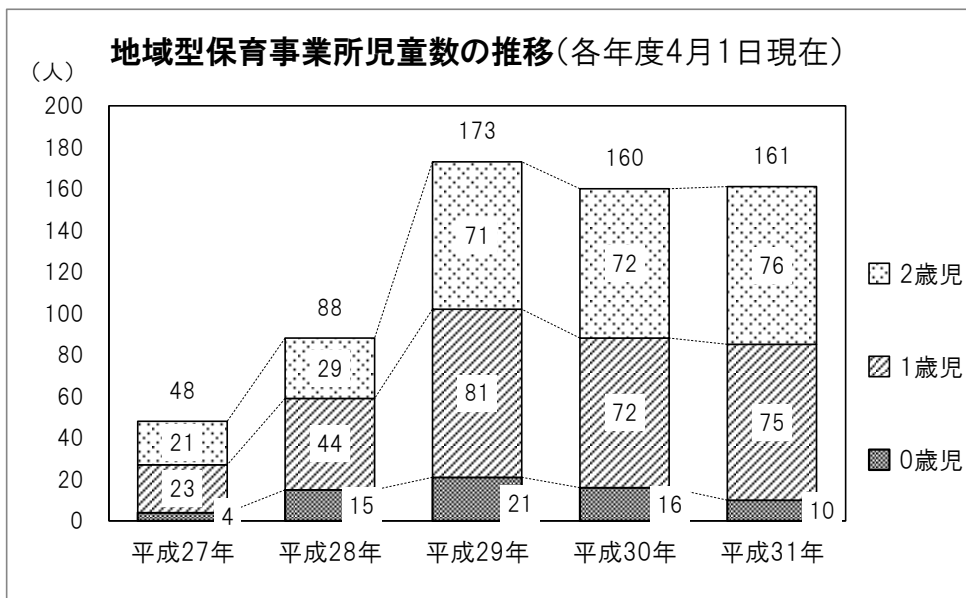
認定こども園については、平成29年度より市立2園で保育を実施しています。利用児童数は230人前後で推移しています。



資料：こども未来部保育幼稚園課

④地域型保育事業の状況

地域型保育事業については、私立17事業所で保育を実施しています。平成27年度の制度開始以降、事業所数、利用児童数とも増加し、平成29年度以降はほぼ横ばいとなっています。



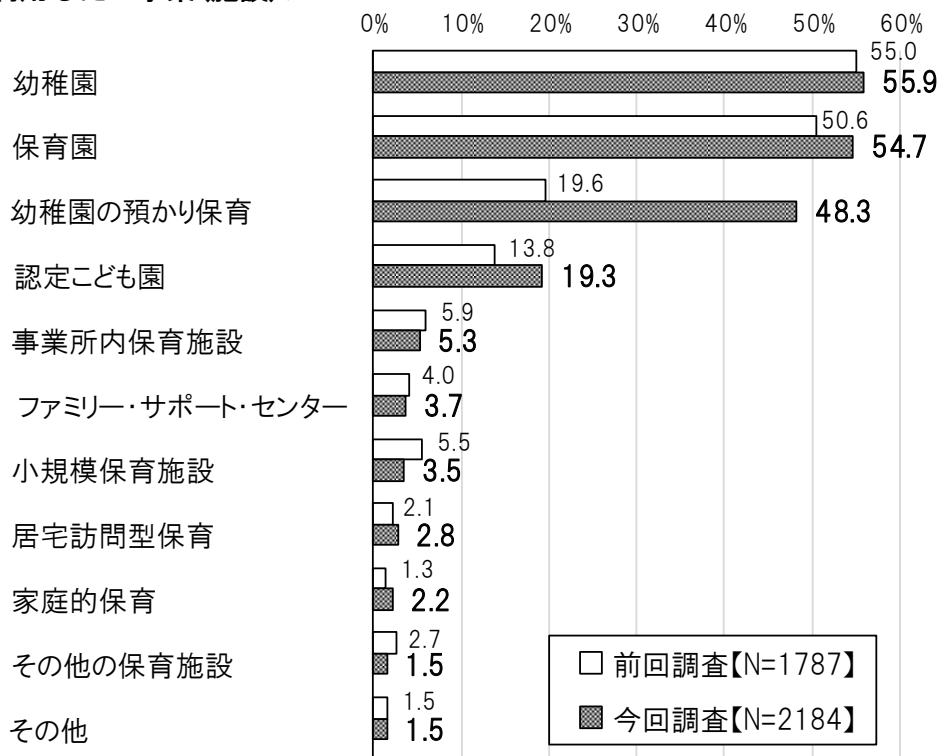
資料：こども未来部保育幼稚園課

⑤就学前教育・保育に対する利用意向

アンケート調査結果によると、平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「幼稚園」が最も多く、僅かな差で「保育園」が続きます。これらは50%以上に上ります。前回調査から希望の順位に大きな変動はありませんが、「幼稚園の預かり保育」が大きく増加しており、「認定こども園」も増加しています。

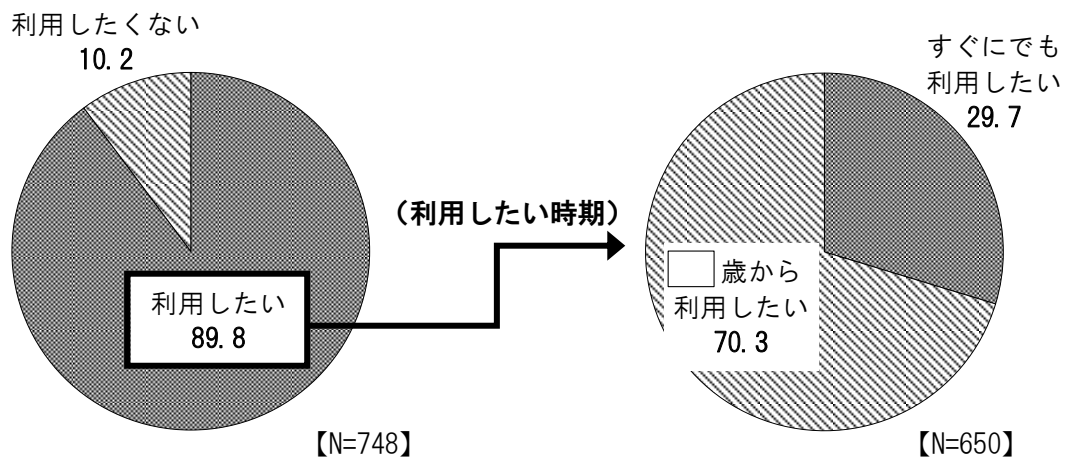
また、教育・保育事業を利用していない人の約9割が、保育料が無償化されれば事業を「利用したい」と回答し、そのうち約3割が「すぐにでも利用したい」としています。

<利用したい事業(施設)>



資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

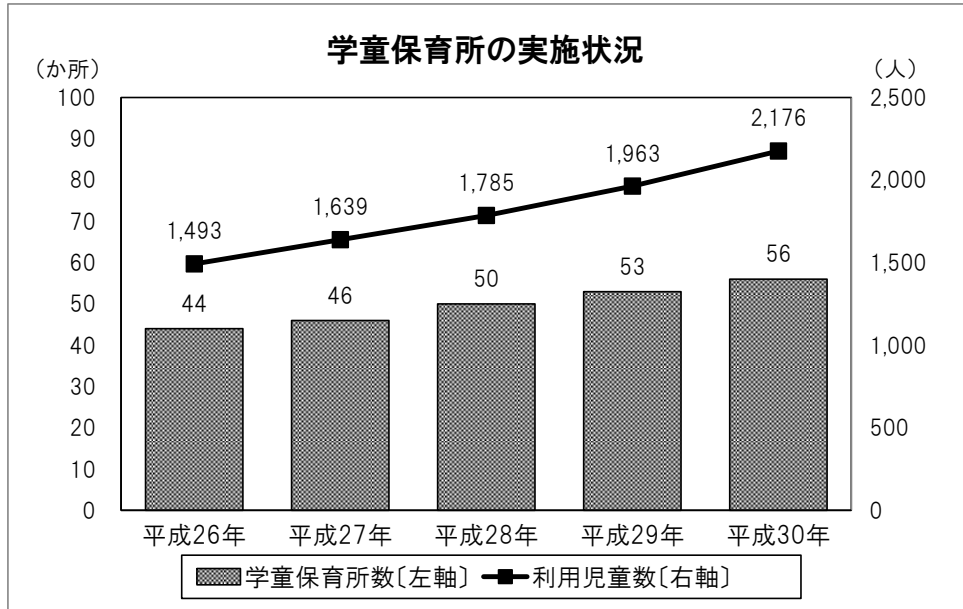
<保育料が無償化されれば事業(施設)を利用するか<未利用の人のみ>>



資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

⑥学童保育所の状況

学童保育所は、平成30年度には市内に56か所が開設されており、増設が続いています。学童保育所を利用する児童数についても、年々増加しています。



資料：こども未来部こども未来課

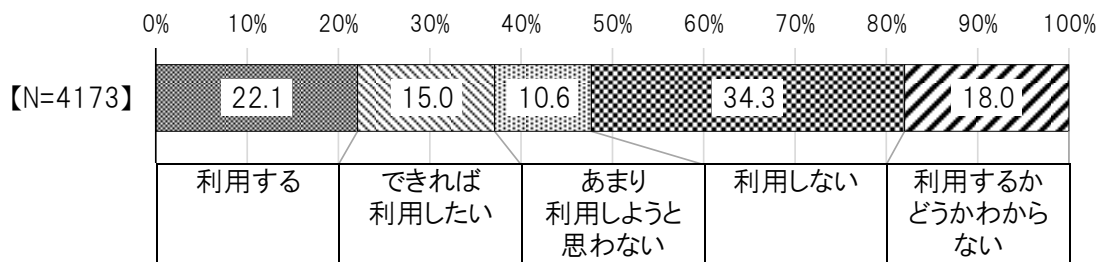
⑦学童保育所の利用意向

アンケート調査結果によると、今後、学童保育を利用するかについて、「利用する」と「できれば利用したい」が合わせて4割弱となっています。

利用を希望する場合、どの学年の利用を希望するかについては、「小学校1年生」は90%以上に上っており、「小学校2年生」では約50%に減少するものの、「小学校6年生」でも20%弱の希望があります。

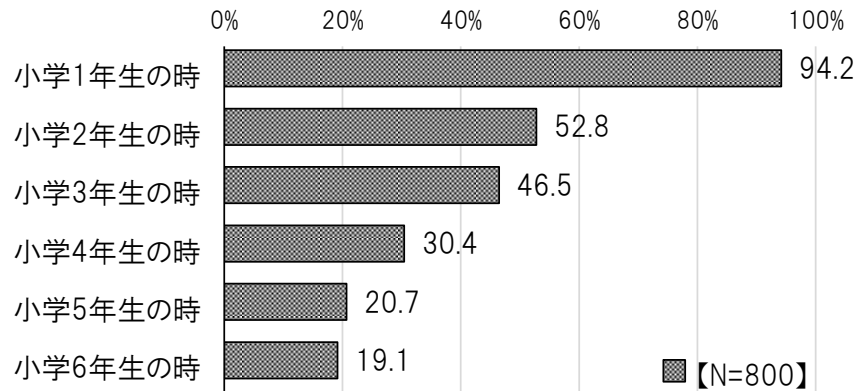
利用を希望する曜日等については、「平日の放課後」が92.7%、「土曜日」が26.5%、「日曜・祝日」が8.9%、「長期休業中」が82.9%であり、平日・長期休業中の利用希望が特に多くなっています。

<学童保育所の利用意向>



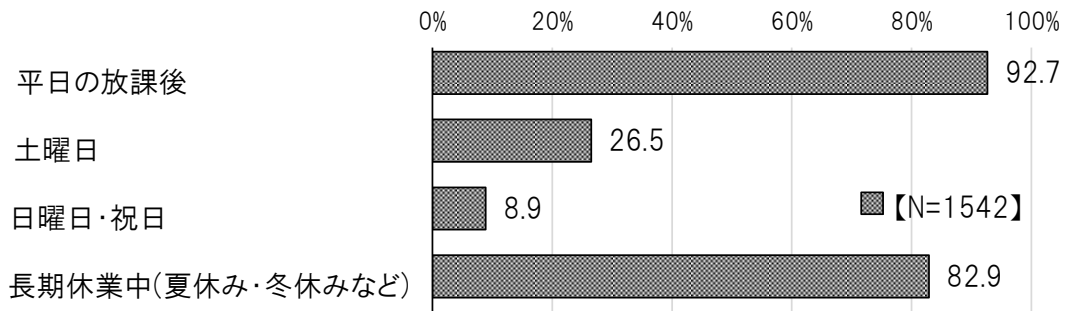
資料：四日市市学童保育所等の利用に関するアンケート調査

<学童保育所の利用を希望する学年(利用を希望する人のみ)>



資料：四日市市学童保育所等の利用に関するアンケート調査

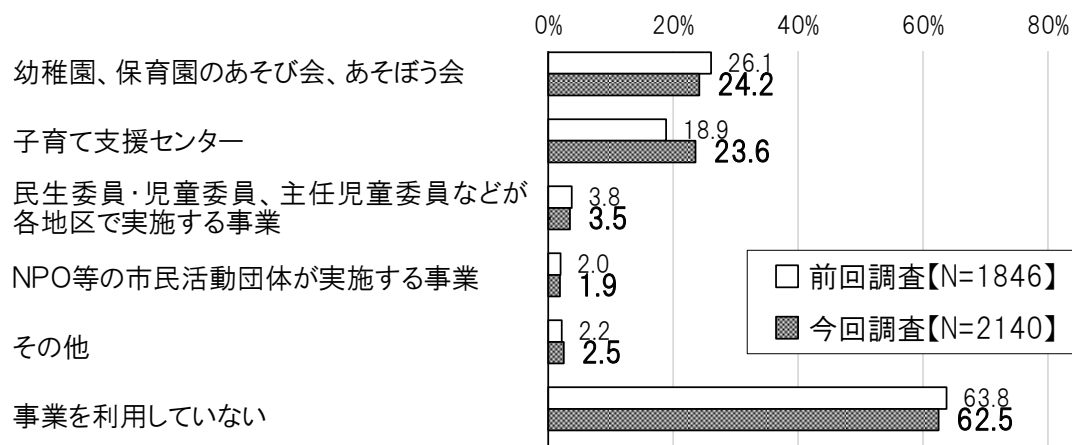
<学童保育所の利用を希望する曜日(利用を希望する人のみ)>



資料：四日市市学童保育所等の利用に関するアンケート調査

⑧親子の交流や相談等事業の利用の状況

アンケート調査結果によると、子育て親子の交流や育児に関する相談、子育て情報の提供などを行う事業の利用状況は、身近な地域で実施する「幼稚園や保育園のあそび会、あそぼう会」や「子育て支援センター」の利用が多くなっています。一方、「1～5の事業を利用していない」人は、6割強となっています。前回調査と比べ、大きな変動は見られませんが、子育て支援センターの利用が増加しています。

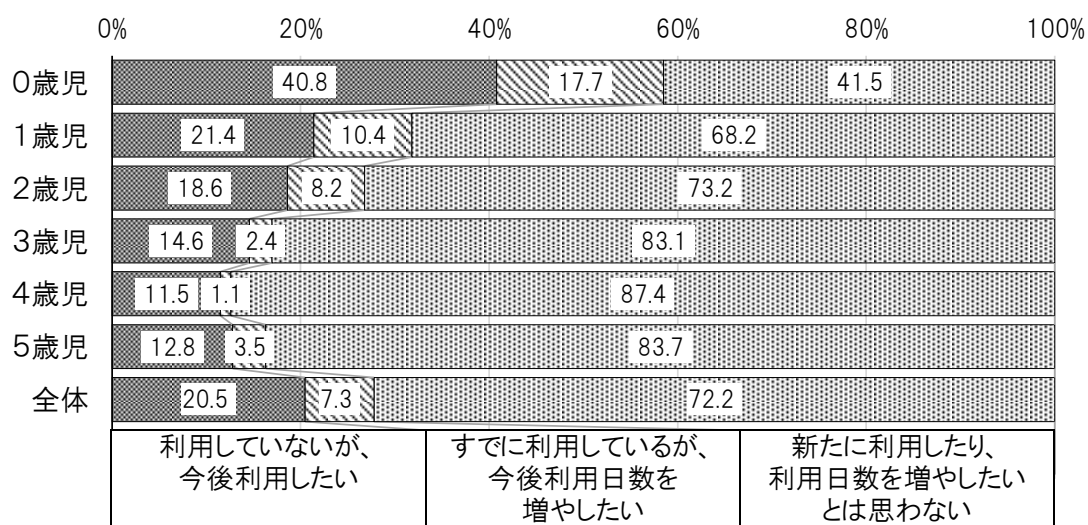


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

アンケート調査結果によると、今後、地域の子育て支援センターを利用したいかどうかについては、「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が合わせて30%弱となっています。

年齢別にみると、『0歳』では「利用していないが、今後利用したい」が40%を上回り、また、『0歳』『1歳』では「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」も10%強という結果になっています。一方、1歳になると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」人は6割超となり、年齢が大きくなるにつれて、利用意向が少なくなっています。

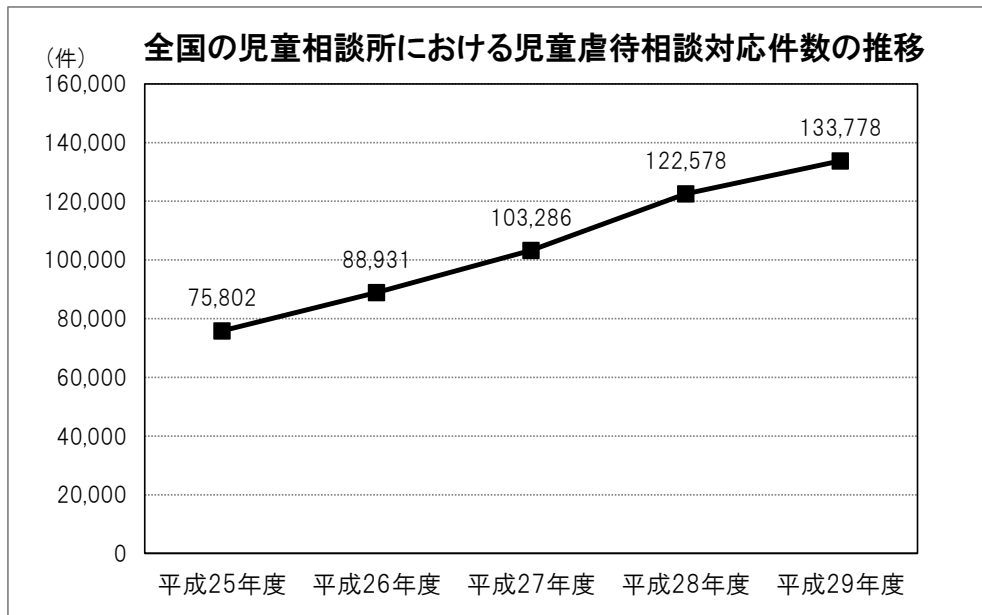
<地域子育て支援拠点事業の利用希望（年齢別）>



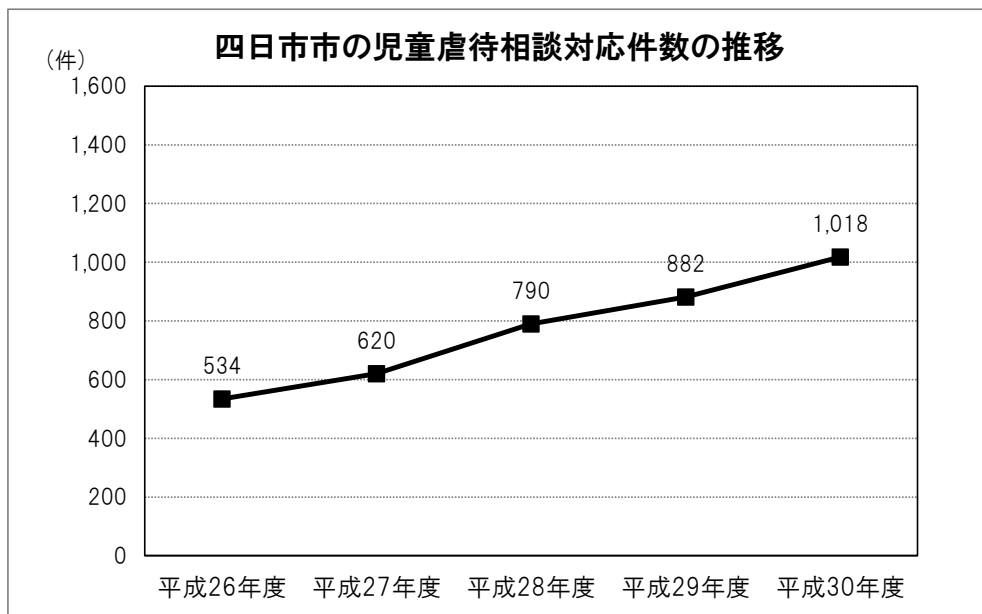
資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

⑨児童虐待相談対応の状況

全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は一貫して増加しており、本市においても相談対応件数は同様に年々増加し続けています。



資料：厚生労働省



資料：こども未来部こども保健福祉課

(10) 子育ての環境や支援に関する保護者の考え

アンケート調査結果から保護者の意見を見てみると、子どもの保育サービスの充実や、安全に遊ばせられる場所の整備、子育てにかかる費用などが上位を占めています。

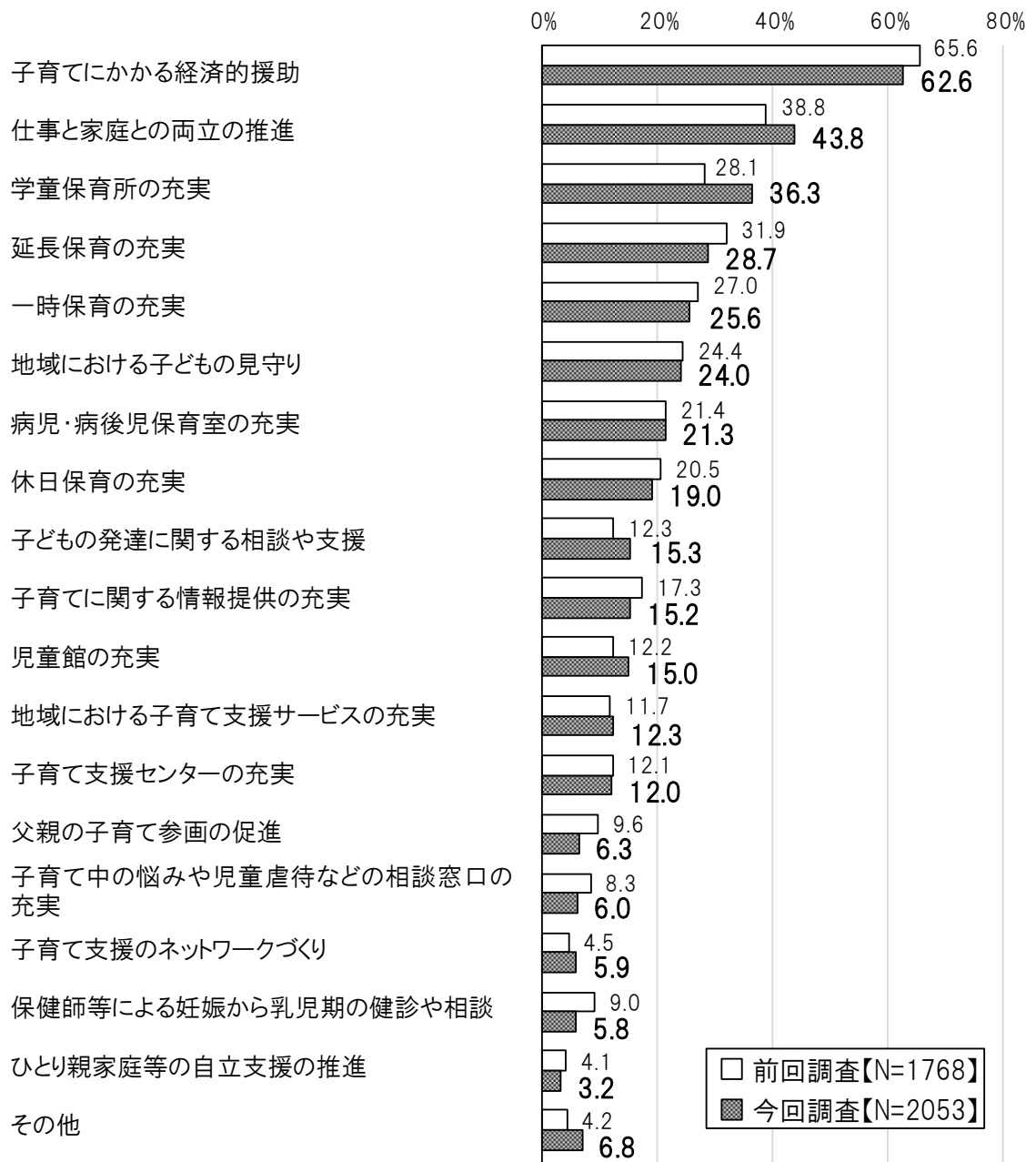
なお、これらの内容については、保護者を対象に実施したワークショップにおいても同様の意見が寄せられました。

アンケート調査における自由記述 (20件以上寄せられたものを抜粋)	件数	ワークショップでの意見 (アンケート結果に関連するものを抜粋)
待機児童の解消、保育園の受け入れ拡大	65	● 保育園に入りづらい。途中入園は難しいし、求職中などの理由では難しいといわれる。
公園の整備	53	● 安心して遊べる場所がなく、近くに公園がない。あっても自由に遊べない。
医療費助成の充実(窓口負担無料化の対象年齢の延長、所得制限の撤廃 など)	51	
一時保育事業の充実	45	● 少しの時間だけ預けたいが、一時保育がいつぱいだし、保育料も高い。
経済的支援の充実、所得制限の撤廃など	45	
入園条件の見直し(求職時や出産時の受け入れ、兄弟姉妹は同じ園に)	41	● きょうだいで同じ保育園に入れなかった。
保育料の見直し(高い、不公平 など)	35	● 保育料が高いため仕事をしても割に合わない。
子育てしながら働きやすい環境(職場の理解 など)	35	● 妊娠しても仕事が忙しく、休みづらかった。時差出勤などの制度があっても実際には使えなかった。
3年保育の実施	30	● 地域とのつながりを考えると公立幼稚園が希望だが、3歳児保育がない。
子育て支援に関する情報提供の充実	29	● 市外から転勤してくると、どこに行けば同年齢の子をもつお母さんたちに出会えるのかわからない。
育休退園の解消	28	● 育休時に上の子が退園しないといけないのも大変である。
小学校以降の子育て支援の充実	27	● 学童保育の情報がなく、地域による差がある。
病児・病後児保育事業の充実	22	● 病児保育は時間帯が使いづらい。
予防接種費用の助成	21	● 予防接種が充実すると良い。
保育士について(増員、質の向上、待遇改善 など)	21	● 園でのようすがわからない。バスで送迎だと担任の先生とも会わない。

(11) 子育てに関して市に期待すること

アンケート調査結果によると、今後、市に期待する施策は、「子育てにかかる経済的援助」が最も多く、6割強になっています。次いで、「仕事と家庭との両立の推進」がいずれも4割強となっています。前回調査と比較すると、順位に大きな変動はないものの、「子育てにかかる経済的援助」がやや減少し、「仕事と家庭との両立の推進」や「学童保育所の充実」が増加しています。

<今後、市に期待する施策>



資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

3. 第2章「第2期計画の基本的な考え方」について

平成27年4月に開始した現行の第1期計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成26年7月2日 内閣府告示第159号）の冒頭に記載されている「子ども・子育て支援の意義」を踏まえながら、基本的な考え方（基本理念、基本方針、基本目標）を定めている。

H26.7.2 告示の基本指針に定められた「子ども・子育て支援の意義」

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

（内閣府資料より）

① H30. 3. 30 告示における基本指針の改正

（改正の主な内容）

子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- 企業主導型保育の地域枠を提供体制の確保の内容に含めて差し支えないこと
- 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であることが認められる場合には、2号認定子どもの提供体制の確保の内容に含めることができること
- 「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）により2歳児を定期的に受け入れる場合には、3号認定子どもの提供体制の確保の内容に含めることができること

② R 1. 6. 7 公布「第9次地方分権一括法」の改正 -抜粋-

(1) 幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、2019年度末まで設けられている保育教諭となることのできる者の要件に係る特例^{※1}を5年間（2024年度末まで）延長する。

※1 保育士と幼稚園教諭免許の両方の資格を持つことが保育教諭となる要件であるところ、片方の資格保有者でも保育教諭となることのできる

- ・ 保育士登録を受けた者について、2019年度末まで設けられている幼稚園教諭免許状の授与要件に係る特例^{※2}を5年間（2024年度末まで）延長する。

※2 幼稚園教諭による保育士資格の取得の特例については、厚生労働省告示において措置

- ・ これにより、施設における必要な人材確保、施設運営の安定化に資する。 （施行日：2020.4.1）

(2) 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し（児童福祉法）

- ・ 「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準」について、厚生労働省令で定める基準を参酌しつつ、市町村が条例で定めることのできるようにする。

- ・ これにより、事業の質を担保した上で、地域の実情に応じた運営が可能となる。 （施行日：2020.4.1）

③ R 1. 8 上旬(予定) 告示における基本指針の改正

(改正の主な内容)

(1) 新・放課後子ども総合プランに伴う追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。
- ・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。

(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等のを踏まえ、以下の事項等を追記。
 - ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を行うこと。
- ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定すること。

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ① 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。
- ② 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。
- ③ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。
- ④ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。
- ⑤ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項に追加すること。また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ① 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。
- ② 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。

子ども・子育て支援新制度の開始以降における基本指針や諸制度の改正において、『子ども・子育て支援の意義』に係る内容の改正はないため、現行の第1期計画を引き継ぐ第2期計画の大きな幹となる『基本的な考え方(基本理念、基本方針、基本目標)』においても大幅な変更はしないこととする。

以上の点を踏まえ、
第2期計画の基本理念、
基本方針、基本目標を定める

(1) 基本理念

現行の第1期計画	引継ぐ第2期計画
<p style="text-align: center;">子どもと子育てにやさしいまち四日市</p> <p>子どもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。 子ども・子育て支援法のもと、新たな子ども・子育て支援新制度における施策の展開にあたっては、「子どもの最善の利益」が実現という法の目的を基本として、子どもが安心して育まれるとともに、自立して自ら生きていく力を身につけ、また他者との関わりの中で共に育ちあえるよう、また、男女共に喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが必要です。</p> <p>本市では、これまで「四日市市次世代育成支援後期行動計画」に基づいて、子どもの健やかな育ちと子育て家庭への支援を行うことにより、子育て世代が安心して暮らせるまちづくりをめざして施策を進めてきましたが、本計画においても、基本理念『子どもと子育てにやさしいまち四日市』を継承し、子ども・子育て支援をより一層推進します。</p>	<p style="text-align: center;">子どもと子育てにやさしいまち四日市</p> <p>子どもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。 子ども・子育て支援法のもと、子ども・子育て支援新制度における施策の展開にあたっては、「子どもの最善の利益」を基本として、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが必要です。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>具体的内容は、「基本方針」で明記しているため、基本理念は大原則の記載に留めて、わかりやすく整理</p> </div> <p>本市では、これまで「四日市市子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31年度）」に基づいて、子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援を行うことにより、子育て世代が安心して暮らせるまちづくりをめざして施策を進めてきましたが、第2期計画においても、基本理念『子どもと子育てにやさしいまち四日市』を継承しつつ、子ども・子育て支援をより一層推進します。</p>

(2) 基本方針

現行の第1期計画	引継ぐ第2期計画
<p data-bbox="197 312 1106 383">1 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたって 子どもの健やかな成長をはぐくみます</p> <p data-bbox="174 405 1128 520">子ども・子育て支援法の目的である「子どもの最善の利益」の実現がもたらせるよう、児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立って、すべての子どもが健やかに育まれる環境づくりを進めます。</p> <p data-bbox="752 526 1052 587">法の目的を明確に追記</p>	<p data-bbox="1178 312 2087 383">1 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたって 子どもの健やかな成長をはぐくみます</p> <p data-bbox="1155 405 2110 558">子ども・子育て支援法が目的とする「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指し、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立って、すべての子どもが健やかに育まれる環境づくりを進めます。</p>
<p data-bbox="197 632 1106 686">2 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます</p> <p data-bbox="174 718 1128 871">子どもの健やかな成長、豊かな人間性を形成するうえで、家庭における子育て・教育は原点であり、出発点であるとの基本的な考えのもと、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、家庭の子育て力を高め、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めます。</p>	<p data-bbox="1178 632 2087 686">2 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます</p> <p data-bbox="1155 718 2110 871">子どもが健やかに成長し、豊かな人間性を形成するうえで、家庭における子育て・教育は原点であり、出発点であるとの基本的な考えのもと、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、家庭の子育て力を高め、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めます。</p>
<p data-bbox="197 935 1106 989">3 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます</p> <p data-bbox="174 1021 1128 1254">核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、また共働き家庭やひとり親家庭が増えるなど、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育て家庭が孤立せず、負担や不安を軽減できるよう、男女が互いに尊重しあい共同して子育てを行う意識の醸成を進めるとともに、家庭、学校、幼稚園、保育園、地域社会、企業、行政など、あらゆる社会の構成員が役割を果たし、連携と協力のもとで子どもの成長と子育てへの支援を進めます。</p> <p data-bbox="609 1260 1079 1321">子どもの育ちをめぐる環境の観点を追記</p>	<p data-bbox="1178 935 2087 989">3 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます</p> <p data-bbox="1155 1021 2110 1334">核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、また、子どもの数の減少や異年齢の中で育つ機会の減少など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況の中、子どもが安心して生まれ、子ども同士の関わり合いの中で育ち合うことができるよう、また、子育て家庭が孤立せず、負担や不安を軽減できるよう、男女が互いに尊重しあい共同して子育てを行う意識を高めるとともに、家庭、学校、幼稚園、保育園、地域社会、企業、行政など、あらゆる社会の構成員が役割を果たし、連携と協力のもとで子どもの成長と子育てへの支援を進めます。</p>

(3) 基本目標

現行の第1期計画	引継ぐ第2期計画
<p>基本目標1 みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち</p> <p>就学前における人格形成の基礎が培われる乳幼児期の教育・保育の提供体制や成長過程に応じた質の高い教育・保育環境を推進するとともに、すべての子育て家庭を対象とした多様な子育て支援サービスの充実を図り、子育ての負担や不安、孤立感の軽減を図ります。また子どもの人権を尊重し理解を深めるとともに、他者との関わりの中で、子どもの主体性、社会性を養い、子どもの心身の健やかな成長と子育て家庭を社会全体で支えるまちをめざします。</p>	<p>基本目標1 みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち</p> <p>乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前の教育・保育の提供体制や成長過程に応じた質の高い教育・保育環境を推進するとともに、すべての子育て家庭を対象とした多様な子育て支援サービスの充実を図り、子育ての負担や不安、孤立感の軽減を図ります。また子どもの人権を尊重し理解を深めるとともに、他者との関わりの中で、子どもの主体性、社会性を養い、子どもの心身の健やかな成長と子育て家庭を社会全体で支えるまちをめざします。</p> <p>具体的な表現に修正</p> <p>重要な時期ということを強調</p>
<p>基本目標2 親と子が安心して自立した生活を送れるまち</p> <p>障害、虐待、家族の状況その他の事情により社会的な支援が必要な子どもや家庭に対するきめ細かな支援を行うことにより、すべての親と子が安心して自立した生活を送れるまちをめざします。</p>	<p>基本目標2 親と子が安心して自立した生活を送れるまち</p> <p>障害、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援が必要な子どもや家庭に対するきめ細かな支援を行うことにより、すべての親と子が安心して自立した生活を送れるまちをめざします。</p> <p>子どもの貧困対策推進における3つの柱「教育」「生活」「就労」支援に係る施策を各関係部局で取り組んでいるところであり、「その他の事情」の事例キーワードとして明記した。</p>
<p>基本目標3 健康で安心して子どもを産み育てられるまち</p> <p>妊娠・出産期からの途切れのない保健施策を推進することにより、親と子の健康を確保するとともに、妊娠や出産、育児に対する不安を解消し、安心して子どもを産み育てられるまちをめざします。</p> <p>「健康で」は「安心して」に含まれるとの意見もあり、削除する方向で検討。</p>	<p>基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまち</p> <p>妊娠・出産期からの途切れのない保健施策を推進することにより、親と子の健康を確保するとともに、妊娠や出産、育児に対する不安や負担、孤立感を解消し、安心して子どもを産み育てられるまちをめざします。</p>
<p>基本目標4 社会全体で子育て家庭を支えるまち</p> <p>就労形態の多様化や共働き家庭、ひとり親家庭など、多様なニーズに柔軟に対応した支援の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の考え方を普及し、地域住民や事業者の意識を高めることにより、男女が共に子育てに関わり、社会全体で子育てを支えるまちをめざします。</p>	<p>(削除)</p> <p>基本目標1の「みんなで支えあい」に含まれるものであること、また、具体的な取り組み・事業も明確には区別できないことから、体系上分かりやすくなるよう敢えて削除した。</p>

(4) 施策の体系図

【 第1期計画 】

【 第2期計画 】

基本理念 子どもと子育てにやさしいまち四日市

基本方針

- 1 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたって 子どもの健やかな成長をはぐくみます
- 2 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます
- 3 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます

基本理念 子どもと子育てにやさしいまち四日市

基本方針

- 1 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたって 子どもの健やかな成長をはぐくみます
- 2 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます
- 3 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます

基本目標	基本施策	推進施策
基本目標1 みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち	(1) 就学前教育・保育の充実	① 多様なニーズに応じた保育サービスの充実 ② 発達に応じた教育・保育環境の推進 ③ 幼保小中連携の促進
	(2) 子育て家庭への支援	① 多様な子育て支援サービスの充実 ② 子育ての不安・負担・孤立感を和らげる相談事業の促進 ③ 子育てに関する情報提供の充実 ④ 子育てにかかる経済的な負担の軽減
	(3) 心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進	① 子どもの人権が尊重される環境づくりの推進 ② 心豊かでたくましく自立した子どもの育成 ③ 家庭・地域における子育て力の向上 ④ 安全・安心な子どもの居場所づくりの推進 ⑤ 地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進
基本目標2 親と子が安心して自立した生活を送れるまち	(1) 社会的養護・支援の必要な子どもへのきめ細かな支援	① 児童虐待防止対策の充実 ② ひとり親家庭の自立支援の推進 ③ 障害のある子どもや家庭への支援の充実
基本目標3 健康で安心して子どもを産み育てられるまち	(1) 安心して妊娠・出産ができる環境の充実	① 安全な妊娠・出産への支援の充実 ② 妊娠期からの途切れのない相談体制の充実
	(2) 親と子の健康確保と安心して育児ができる環境の促進	① 乳幼児の健康診査・予防接種等の充実 ② 乳幼児期からの歯科保健対策の充実 ③ 望ましい生活習慣の推進
基本目標4 社会全体で子育て家庭を支えるまち	(1) 仕事と生活の調和の推進	① ワーク・ライフ・バランスの促進 ② 男女が共に子育てを行う意識の啓発・普及
	(2) 働きやすい環境の充実	① 多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実

基本目標	基本施策	推進施策
基本目標1 みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち	(1) 就学前教育・保育の充実	① 多様なニーズに応じた保育サービスの充実 ② 発達に応じた教育・保育環境の 向上 ③ 幼保 こ 小中連携の促進
	(2) 子育て家庭への支援	① 多様な子育て支援サービスの充実 ② 子育ての不安・負担・孤立感を和らげる相談事業の 充実 ③ 子育てに関する情報提供の充実 ④ 子育てにかかる経済的な負担の軽減
	(3) 心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進	① 子どもの人権が尊重される環境づくりの推進 ② 安全で安心して児童が交流・体験等できる活動拠点の充実 ③ 家庭・地域における子育て力の向上 ④ 地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進
基本目標2 親と子が安心して自立した生活を送れるまち	(4) 仕事と生活の調和の推進	① ワーク・ライフ・バランスの促進 ② 男女が共に子育てを行う意識の啓発・普及
	(1) 社会的な 養育 や支援の必要な子ども や家庭 へのきめ細かな支援	① 児童虐待防止対策の 強化 ② ひとり親家庭の自立支援の推進
基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまち	(2) 発達支援の必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援	① 途切れのない支援の充実 ② 質の高い専門的な発達支援の充実
	(1) 安心して妊娠・出産ができる環境の充実	① 安全な妊娠・出産への支援の充実 ② 妊娠期からの途切れのない相談体制の充実
基本目標4 安心して子どもを産み育てられるまち	(2) 親と子の健康確保と安心して育児ができる環境の促進	① 乳幼児の健康診査・予防接種等の充実 ② 妊産婦・乳幼児 の歯科保健対策の充実 ③ 望ましい生活習慣の推進

基本目標2の基本施策に位置づけ、障害児計画との整合を図る

基本目標1の(1)-①に統合